

常任委員会審査概要

議会の情報をみなさんにお伝えするため、3つの常任委員会での審査概要をご紹介します。

総務常任委員会

委員長 寺島 芳枝

経済建設常任委員会

委員長 吉田 企貴

厚生環境教育常任委員会

委員長 佐藤 信行

●議第78号 多治見市特定非営利活動促進法施行条例を廃止するについて

廃止となったいきさつについて質疑があり、「岐阜市が権限移譲を受ける際に、岐阜県に対して市の条例は必要なのかと質問をされ、総務省に確認をしたところ、市の条例は必要なく、県条例に基づき、細則で事務を行う」という指導がなされた」との答弁がありました。

●議第79号 消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

「市民の暮らしや、福祉、文化スポーツ等の1番身近なところへ転嫁することが本当に適正なのか」との質疑に対し、「増税分を社会保障費等に充当していくことになっていくので、その点は国の方針に基づき、適正転嫁を図るものである」との答弁がありました。

●議第84号 多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

「無届けの民泊施設の情報が入ったときはどうなるのか」との質疑に対し、「状況を把握し、必ず1回は訪問する」との答弁がありました。

●議第86号 令和元年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部分)

共栄地区住民福祉事業基金の成り立ちについて質疑があり、「旧慣使用権の廃止にあたり、その補償として

●議第83号 多治見市駐車場条例及び多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例を制定するについて

「駅西駐車場の廃止に伴う年間2千万円強の収入減少について、どう考えるのか」との質疑に対し、「今後は、再開発事業によって多治見市も権利者として賃料収入を得ることになるとともに、再開発事業の実施によって、固定資産税、都市計画税等の増加が見込まれることから、利益があると考えている」との答弁がありました。

また、新たに設置される予定の駐車場・駐輪場の数量等について質疑があり、「駐車場・駐輪場棟の1階部分に736台分のスペースを設ける予定であり、現行の673台よりも増える見込みである」との答弁がありました。

「定期利用者等に対して差金はどうのように還元していくのか」との質疑に対し、「回数券や共通利用券等については、販売時に利用者に対して、7月中に使用していただくよう伝えてあり、それほど還元は発生しない見込みであり、定期券については、8月1日を最後に購入している方が3、4人いるため、更新時などしっかりと対応していく」との答弁がありました。

●議第86号 令和元年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部分)

豚コレラの終息の見直しおよび終息後の補助金の

→て旧慣使用権が認められていた土地から収益があったときは、その2分の1を地域に還元することによって基金を設置したものである」との答弁がありました。

●議第92号 土地の処分について

「第3次以降の開発の可能性はあるのか」との質疑に対し、高田鉱山として鉱業法に基づいて資源を採掘している。その後、候補地の一つにはなると思っているとの答弁がありました。

●議第93号 損害賠償の額を定めるについて

今後の売り払いへの対応について質疑があり、「普通財産を全部調査するのは非効率だと考えているが、調査方法の研究を進めた」との答弁がありました。

常任委員会審査概要

付託されたおもな議案

事件番号	件名	審査結果
議第78号	多治見市特定非営利活動促進法施行条例を廃止するについて	原案可決
議第79号	消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて	
議第84号	多治見市火災予防条例の一部を改正するについて	
議第86号	令和元年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部分)	
議第92号	土地の処分について	
議第93号	損害賠償の額を定めるについて	

付託された議案

事件番号	件名	審査結果
議第83号	多治見市駐車場条例及び多治見市原動機付自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例を制定するについて	原案可決
議第86号	令和元年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部分)	
議第96号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	

付託されたおもな議案

事件番号	件名	審査結果
議第81号	多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて	原案可決
議第82号	多治見市介護保険条例の一部を改正するについて	
議第86号	令和元年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部分)	
議第87号	令和元年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	
議第88号	工事請負契約の締結について	

あり方等についての質疑があり、「豚コレラの終息の見込みについては、ヨーロッパにおける流行が収束するまでに約3年を要したことから、岐阜県としては、とりあえず2年を目標に補助金を交付する予定となっている。交付が終わった段階で、多治見市としても金額をもとに戻す予定である」との答弁がありました。

●議第96号 多治見市手数料条例の一部を改正するについて

「今回の改正によって、多治見市の事務量はどれほど増加する見込みか」との質疑に対し、「当面のところは大幅な負担増にはならないと見込んでいる。あまりにも負担が大きければ、庁内全体で人員配置を検討していく必要がある」との答弁がありました。

●議第81号 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部を改正するについて

「放課後児童支援員の継続年数が短いのではないかと」「利用負担金の値上げによって放課後児童支援員の待遇をどのように改善するのか」との質疑に対し、「放課後児童支援員の継続年数が短いことは市としても把握しており、それを解決するためにも、一般の利用負担金の値上げにより、放課後児童支援員の待遇を改善し、できるだけ長く勤めていただけるよう働きかけをしていきたいと考えている。しかしながら、支援員の賃金はたじっこクラブ受託者の決めることであるため、市としてはたじっこクラブ受託者に対し、放課後児童支援員の賃金が岐阜県最低賃金を下回らないということを示し、処遇の改善につながるようフォローしていきたい」との答弁がありました。

また、「延長利用のニーズに対応することで、結果的に移住定住に選ばれるまちにつながる」と思いますが、延長区分のニーズを調査する考えはあるか」との質疑に対し、「さまざまなニーズを調査し、よりよいサービスにつなげたいと考えている」との答弁がありました。

●議第82号 多治見市介護保険条例の一部を改正するについて

「介護保険料の低所得者層への軽減により、他の階層の負担が増えるのではないかと」との質疑に対し、

→「今回の軽減分については、国、県、市が保険料減収分を負担するため、他の階層の被保険者の負担が増えることはない」との答弁がありました。

●議第86号 令和元年度多治見市一般会計補正予算(第1号)(所管部分)

「未婚のひとり親に対する臨時給付金はどのように周知するのか」との質疑に対し、「児童扶養手当受給者全員に通知をするほか、広報たじこみ等でも周知をする」との答弁がありました。

また、「成人男性への風しん抗体検査について、どのように周知しているのか」との質疑に対し、「対象者全員に個別に通知している」との答弁がありました。